

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	国際情報学部	身分	准教授
氏名	中村 真利子		
NAME	Mariko NAKAMURA		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記の通りご報告致します。

1. 研究課題

(和文) サイバー犯罪におけるリモートアクセス捜査のあり方に関する比較法研究

(英文) Comparative Law Research on the Remote Access Investigation against Cyber Crimes

2. 研究期間

2022年度 ~ 2023年度

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度)

(和文) 本研究は、2011年の刑事訴訟法改正により導入されたリモートアクセス捜査（刑訴法218条2項）について、その意義と限界を明らかにすることを目的とするものである。この改正では、差押えの対象であるパソコンなどからネットワークを利用することにより、サーバなどにアクセスして遠隔に必要なデータを入手することが認められた。このリモートアクセス捜査には、アクセスする範囲を示す令状が必要となる（刑訴法219条2項）。この範囲が、差押え対象のコンピュータと一体的に利用されていると解釈されており、リモートアクセス行為は差押えに先立って行われることが想定されているが、その時点で、差押え対象のコンピュータや、利用されているアカウントにログインできない場合も考えられる。また、リモートアクセス捜査には前述の令状が必要であり、逮捕の現場において無令状で実施することはできない。そこで、パソコンなどを一旦差し押さえた後で、同様の処分を行うことができるのか、できるとして、どの処分によるのかが問われることになる。本研究では、文献調査や、外国における聞き取り調査に基づき、主として差押え後のリモートアクセスの是非について検討した。その成果は、2024年夏に実施される国際シンポジウムにおいて報告した後、そこでの議論状況もふまえて、学術雑誌に寄稿する予定である。

(英文) The purpose of this research is to clarify the remote access investigation, which is supposed to be conducted prior to seizure. Therefore, this study has examined the pros and cons of the remote access after seizure. Its results will be reported at an international symposium in the summer of 2024 and published in an academic journal.